

■ 条例策定の背景、現状

平成11年に男女共同参画社会基本法が制定され、市は、男女共同参画社会の実現に向けて、平成12年に策定した流山市総合計画では施策の一つとして位置づけ、平成14年3月に「流山市男女共同参画プラン」を策定しました。現在、男女共同参画に関する条例は制定していないものの、「第4次男女共同参画プラン」（令和2年度～令和6年度）において「男女とも多様な生き方を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる流山をめざして」を基本理念として、男女共同参画社会の形成を目指しているところです。

また、令和2年3月に策定した流山市総合計画において、まちづくりの基本政策に「誰もが自分らしく暮らせるまち」を掲げ、すべての市民が国籍や性別などにかかわらず、互いの人権を尊重し合える社会をつくることを目的として、人権尊重・男女共同参画の社会づくり、多文化共生社会づくりを進めています。今日においては、男女共同参画の視点で捉える性別だけでなく、多様な社会を構成している国籍、障害の有無等による違いも、個性であり特性であると認識していくことが求められています。

市としては、それぞれの個性や特性の違いにより不当な差別を受けることなく、誰もが多様な生き方を選択でき、それぞれの能力を発揮し、地域社会の一員として暮らすことが出来る社会の形成が必要だと考えています。

市の人口は令和4年4月1日現在、206,137人となりました。市内在住の外国人についても年々増加しており、10年前（平成24年）から1,461人増加して、令和4年4月1日現在では3,190人、市の人口の約1.6%となっています。

埼玉県が実施した、性的マイノリティの方が直面する困難等を詳細に明らかにするための実態調査では、性的マイノリティの方の割合は、約3.3%（回答者5,506人のうち184人）でした（令和3年2月19日埼玉県報道発表資料より）。流山市も同じ割合だと仮定した場合、性的マイノリティの方は約6,800人いらっしゃるることになります。この人数は、前述した市内在住の外国人よりも多い人数です。

誰もが生きやすい社会になるためには、多様な社会を構成している性別だけでなくあらゆる違いを認め合い、理解を深め、それぞれの人権を尊重し合うことが求められています。

誰もが生きやすい社会の実現には、様々な視点が必要となります。この条例で定義する「多様性社会」とは、性別だけでなく、年齢、国籍、障害の有無等で構成されている社会を指し、人々の持つあらゆる個性や特性はそれぞれ異なっていると認め合い、尊重されるものと考えています。

「多様性社会」は、それぞれの能力を発揮し、誰もが地域社会の一員として暮らすことが出来る社会であり、住みやすく豊かで調和のとれた社会であるために人々の多様性の理解を深め、調和のある社会の形成を進める必要があります。

そのため、男性、女性の性別にとらわれず、全ての市民が多様性を理解し、尊重する社会の実現のために、市と市民・事業者の責務を明確にし、三者が一体となって多様性を尊重できる社会を推進するための基本的な考え方について、検討・研究してきました。

市としては、この基本的な考え方を「基本理念」として条例で定めることとしたいと考えています。